

(証券コード1933)

平成27年6月8日

株 主 各 位

熊本市中央区萩原町14番45号



株式会社SYSKEN

代表取締役社長 柏 尾 敬 秀

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 熊本市中央区萩原町14番45号
株式会社SYSKEN 1階大会議室
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sysken.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府の経済政策や金融政策の効果により一部業種においては緩やかな景気回復基調となっておりますが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による消費の落ち込みもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主な事業領域であります情報通信分野におきましては、スマートフォンやタブレット型端末等の高機能化やクラウドコンピューティングの利用拡大が進み、つながりやすさや通信速度の高速化など品質向上・技術革新にむけたモバイル通信ネットワーク環境の整備・構築が引き続き高水準で進んでおり、激化する競争に対応していかなばならない状況となっております。

このような状況の中、当連結会計年度における経営成績につきましては、前年度成績と比べますと減収減益となりました。

当連結会計年度の受注高は284億4千4百万円（前連結会計年度比108.1%）、売上高は272億3百万円（前連結会計年度比98.8%）となりました。

また、利益につきましても営業利益は6億8千5百万円（前連結会計年度比75.7%）、経常利益は8億8千4百万円（前連結会計年度比76.8%）、当期純利益は5億1千5百万円（前連結会計年度比68.6%）となりました。

なお、受注高、売上高及び繰越高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
情報電気通信事業	7,187	17,574	17,607	7,154
総合設備事業	1,856	7,329	6,112	3,073
その他	1	3,540	3,483	58
合計	9,045	28,444	27,203	10,286

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は、13億3百万円であります。

その主なものは、当社建設中の新本社関連設備7億4百万円、当社熊本支店建物等1億2千万円、当社飯塚太陽光設備1億円であります。

なお、設備資金はすべて自己資金にて賄っております。

(注) 当社新本社は平成27年4月に完成引渡しを受けております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第59期 平成23年度	第60期 平成24年度	第61期 平成25年度	第62期 (当連結会計年度) 平成26年度
受 注 高(百万円)	24,644	29,701	26,312	28,444
売 上 高(百万円)	24,861	26,378	27,536	27,203
経 常 利 益(百万円)	788	821	1,151	884
当 期 純 利 益(百万円)	291	517	752	515
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	23.94	41.70	59.65	40.26
純 資 産(百万円)	8,626	9,234	9,574	10,239
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	702.29	739.08	753.15	793.86
総 資 産(百万円)	18,238	18,203	20,273	20,421

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
西日本電材株式会社	40	100	電気通信材料・工具の販売並びに通信機器リース
株式会社システムニシツウ	40	100	システム導入のコンサル、開発並びにIT機器の販売、構築、設定
明正電設株式会社	25	100	電気通信工事の施工

(6) 対処すべき課題

当社グループは、現在の事業環境及び最新の情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、当社グループのコア事業であります情報通信分野におきましては、お客様のニーズもますます高度化、多様化していますので、従来にも増したきめ細かで高品質なサービスでお応えすべく、現場、現物、現実の三つの現を重視した「三現主義」により、今後とも九州をリードする企業集団としてお客様とともにスマート社会の実現に貢献していく所存でございます。

また、当社が策定した中期経営計画「Progressive SYSKEN2016」（2014年度～2016年度）の基本方針である「コア事業の受注量を確保し、効率化の徹底」、「トータルソリューションビジネスの拡大で売上高の増大」、「グループ会社一体運用による生産性の向上」、「CSR経営の向上」及び「次世代を担う人材の育成」の5つを経営戦略の柱とし、以下の重点方針のもと、収益構造の転換と財務体質の強化を図ってまいります。

1. コア事業の受注量を確保し、効率化の徹底
 - ・発注者への提案で受注額の積み上げ
 - ・サ総工事の受注額100%以上の消化
 - ・SCM等の推進による間接費用の削減
 - ・リソースの適材適所配置
2. トータルソリューションビジネスの拡大で売上高の増大
 - ・NTT本部、施工本部、営業本部、安全品質管理本部、経営管理本部そしてグループ会社が一体感を持った連携で受注機会の創出
 - ・柱となる新規事業の早期起ち上げ
3. グループ会社一体運用による生産性の向上
 - ・部門利益を優先せず、連結損益を重視した運用でSYSKENグループ全体の底上げ
4. CSR経営の向上
 - ・法令と規則を遵守し、事故の撲滅
 - ・SYSKENブランドを確立し、「安全文化企業」創りを目指す
5. 次世代を担う人材の育成
 - ・多能工の育成
 - ・各種資格の取得
 - ・マネジメントスキルアップ
 - ・計画的研修の実施
 - ・世代毎の育成

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
情報電気通信事業	N T Tグループ等からの通信設備工事の受注を主体とし、他に一部自治体等からも受注する情報電気通信関連のインフラ構築事業
総合設備事業	民間企業及び官公庁等からの受注を主体とした通信設備工事、電気設備工事等による総合設備事業
その他	通信機器・携帯電話・太陽光発電システム等の商品販売事業等

(8) 主要な営業所

① 当社

本 社	熊本市中央区
熊本支店	熊本支店（熊本県上益城郡） 八代営業所（熊本県八代市） 天草営業所（熊本県天草市）
大分支店	大分支店（大分県大分市） 中津営業所（大分県中津市） 野津営業所（大分県臼杵市）
宮崎支店	宮崎支店（宮崎県宮崎市） 延岡営業所（宮崎県延岡市） 都城営業所（宮崎県都城市）
—	東京支社（東京都港区）
	関西支店（大阪市中央区）
	広島支店（広島市南区）
	福岡支店（福岡市早良区）
	北九州支店（北九州市小倉北区）
	長崎支店（長崎県長崎市）
	佐賀支店（佐賀県佐賀市）
	鹿児島支店（鹿児島県鹿児島市）

② 子会社

西日本電材株式会社	熊本市中央区
株式会社システムニシツウ	福岡市南区
明正電設株式会社	熊本県上益城郡

(9) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報電気通信事業	546名	1名増
総合設備事業	170	2名増
その他	125	4名増
全社（共通）	44	5名増
合計	885	12名増

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
589名	6名増	41.3歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(百万円)
株式会社肥後銀行	2,320
株式会社りそな銀行	200
株式会社西日本シティ銀行	170
株式会社みずほ銀行	154

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成26年10月1日に、商号を株式会社SYSKENに変更いたしました。
- ② 当社は、平成27年5月11日付をもって、本社を熊本市中央区萩原町14番45号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,100,000株 (自己株式102,238株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,465名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
S Y S K E N 従 業 員 持 株 会	1,158,178	8.91
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,001,000	7.70
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	792,150	6.09
株 式 会 社 肥 後 銀 行	598,945	4.60
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	435,000	3.34
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	403,000	3.10
西 部 電 気 工 業 株 式 会 社	281,602	2.16
株 式 会 社 ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	260,000	2.00
株 式 会 社 り そ な 銀 行	259,000	1.99
石 兼 雅 之	221,000	1.70

(注) 持株比率の計算において、自己株式102,238株を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柏尾敬秀		九州ネクスト(株)取締役 九州電機工業(株)取締役 九州通信産業(株)取締役
取締役副社長	福元秀典		(株)システムニシツウ取締役
常務取締役	緒方 博	NTT本部長 (兼)施工本部長 (兼)安全品質管理本部長	明正電設(株)取締役
常務取締役	齊藤 琢	経営管理本部長 (兼)総務部長	西日本電材(株)取締役
常務取締役	東 伸之	営業本部長	西部通信工業(株)取締役
取 締 役	亀澤知昭	経営管理本部 経営企画部長	明正電設(株)監査役 (株)シスニック監査役
取 締 役	岩下鉄雄	宮崎支店長	
取 締 役	梅田敏雄	大分支店長	
取 締 役	尋木清人	経営管理本部 総務部総務部門長	西部通信工業(株)監査役 (株)システムニシツウ監査役
取 締 役	村上一成	施工本部アクセス部長	(株)シスニック取締役
取 締 役	竹中 潮		竹中・本田法律事務所 弁護士
常勤監査役	西 亮至		
常勤監査役	片瀨康文		
監 査 役	福田 稠		熊本県医師会 会長

- (注) 1. 取締役竹中潮氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役西亮至氏及び監査役福田稠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役福田稠氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役西亮至氏は、過去において当社のメインバンクであります(株)肥後銀行に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 九州ネクスト(株)、九州電機工業(株)及び九州通信産業(株)は当社と持分法適用関連会社という関係にあります。
5. (株)システムニシツウ、明正電設(株)、西日本電材(株)、西部通信工業(株)及び(株)シスニックは当社と連結子会社という関係にあります。
6. (株)シスニックは、当社の連結子会社でありました宏正工業(株)が、同じく連結子会社でありました(株)ニースエンジニアリングと平成26年4月1日付で合併し、商号変更した会社であります。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (1)	180 (3)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	23 (13)
合 計 (うち社外役員)	17 (3)	203 (16)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は、取締役11名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額25百万円(取締役24百万円、監査役1百万円)を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額2億60百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	竹 中 潮	平成26年6月24日就任以降に開催された取締役会7回のうち6回(86%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	西 亮 至	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回(100%)、監査役会11回のうち11回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	福 田 稠	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回(75%)、監査役会11回のうち11回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	32

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しております。

また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、会計監査人の職務の遂行に支障を来すおそれが生じた場合には、会計監査人から適時に報告を受けることとしております。

それらの結果として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成27年5月1日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改訂する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令、定款等の遵守を目的として、企業理念及びシスケングループ企業倫理行動宣言を定め公開しており、取締役は自らが率先垂範する。
 - ② 取締役会によって取締役の職務の執行を監視する。
 - ③ 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催する。
 - ④ 当社は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

 - ① 株主総会議事録と関連資料
 - ② 取締役会議事録と関連資料
 - ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各事業所において適切に品質・労働安全衛生・環境が実施されているか審議するために「マネジメントシステム委員会」を設けている。また、労働安全衛生マネジメントの認証を受け、労働安全にも取り組んでいる。経理面においては、各部長、支店長による自律的な管理を基本としつつ、経営企画部が計数的な管理を行う。

子会社の損失の危険の管理に関するリスク管理規程を整備、構築するとともに、当社経営企画部が管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、年4回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、全取締役と主要部門の責任者で構成する経営会議を開催し経営戦略並びに重要な業務執行等の審議決定を行う。業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに各年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各担当部門においては、目標達成に向けて取組みを図る。

子会社においても、年4回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うことにより、各取締役相互に職務執行状況を監視することで効率的な職務の執行ができる体制とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、グループコンプライアンス規則を制定の上、コンプライアンス全体を統括する組織として、「システクンコンプライアンス委員会」を設置している。コンプライアンスの推進については、業務の専門化、高度化に伴い、発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ企業倫理に関する社員教育等を通じ指導する。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、「システクンヘルプライン（相談窓口）」を通じてコンプライアンス推進室長等に通報（匿名も可）しなければならないと定めている。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

なお、子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役等に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

なお、当社監査部門は、子会社に対して定期的な監査を行い、報告等については当社監査役へも行う。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する使用人を置くこととする。
- ② 職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には予め常勤監査役の事前の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

子会社についても、その取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

なお、監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役との連携を図るとともに、代表取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該監査役の請求等に従い処理を円滑に行い得る体制とする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,279	流 動 負 債	8,318
現 金 預 金	2,991	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	3,631
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	5,533	短 期 借 入 金	3,394
商 品	99	未 払 法 人 税 等	81
未 成 工 事 支 出 金	972	未 成 工 事 受 入 金	107
材 料 貯 蔵 品	376	賞 与 引 当 金	276
繰 延 税 金 資 産	137	役 員 賞 与 引 当 金	35
そ の 他	177	完 成 工 事 補 償 引 当 金	9
貸 倒 引 当 金	△10	工 事 損 失 引 当 金	21
固 定 資 産	10,141	そ の 他	760
有 形 固 定 資 産	5,733	固 定 負 債	1,863
建 物 ・ 構 築 物	1,540	長 期 借 入 金	0
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	274	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,608
土 地	3,169	そ の 他	255
そ の 他	748	負 債 合 計	10,182
無 形 固 定 資 産	248	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,159	株 主 資 本	10,005
投 資 有 価 証 券	3,857	資 本 金	801
繰 延 税 金 資 産	160	資 本 剰 余 金	562
そ の 他	152	利 益 剰 余 金	8,694
貸 倒 引 当 金	△10	自 己 株 式	△52
資 産 合 計	20,421	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	233
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	611
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△377
		純 資 産 合 計	10,239
		負 債 純 資 産 合 計	20,421

連結損益計算書

（自 平成26年4月1日）
（至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	23,719	
そ の 他 の 事 業 売 上 高	3,483	27,203
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	21,260	
そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	2,866	24,126
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	2,459	
そ の 他 の 事 業 総 利 益	617	3,076
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,390
営 業 利 益		685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	49	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	39	
受 取 賃 貸 料	60	
そ の 他	92	244
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
そ の 他	29	45
経 常 利 益		884
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
環 境 対 策 費	17	
減 損 損 失	28	45
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		869
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	222	
法 人 税 等 調 整 額	131	353
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		515
当 期 純 利 益		515

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	801	562	8,429	△99	9,693
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△120		△120
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	801	562	8,308	△99	9,573
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△129		△129
当 期 純 利 益			515		515
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				46	46
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	385	46	432
当 期 末 残 高	801	562	8,694	△52	10,005

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	267	△386	△119	9,574
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				△120
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	267	△386	△119	9,454
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△129
当 期 純 利 益				515
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				46
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	344	8	353	353
当 期 変 動 額 合 計	344	8	353	785
当 期 末 残 高	611	△377	233	10,239

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

5社

西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)、(株)シスニック
前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ニースエンジニアリングは平成26年4月1日付で同じく連結子会社であります宏正工業(株)と合併したため、連結の範囲から除外しております。
なお、宏正工業(株)は同日付で(株)シスニックに商号変更しております。

② 非連結子会社

1社

(株)ミテック

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社

3社

九州通信産業(株)、九州電機工業(株)、九州ネクスト(株)

以上関連会社に対する投資については、持分法を適用しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

2社

非連結子会社(株)ミテック、関連会社(有)電道
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法

- ・ 商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ・ 材料貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物（建物附属設備を除く）

定額法

- ・ その他

定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ホ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
 1社20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 イ. 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。なお、退職給付見込額の期間帰属方法は、従来どおり期間定額基準を採用しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が186百万円増加し、利益剰余金が120百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告適用による連結計算書類への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	109百万円
土地	97百万円
投資有価証券	70百万円
計	277百万円

② 担保に係る債務

工事未払金	5百万円
短期借入金	365百万円
計	370百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,897百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,100千株	一千株	一千株	13,100千株

(2) 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	387千株	1千株	187千株	202千株
当社グループが保有する自己株式	119千株	1千株	一千株	121千株
信託口が保有する自己株式	268千株	一千株	187千株	81千株

(注1) 当社グループ保有の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 信託口保有の自己株式の減少187千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下、「信託口」)からSYSKEN従業員持株会への譲渡によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	129	10	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(注) 配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155	12	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(注) 配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金（返済期限1年～3年）は変動金利のため金利変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の動向を把握し管理を行っております。なお、金利変動リスクは軽微であります。また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金預金	2,991	2,991	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	5,533	5,533	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,341	2,341	—
④ 支払手形・工事未払金等	3,631	3,631	—
⑤ 短期借入金	3,394	3,394	—
⑥ 未払法人税等	81	81	—
⑦ 長期借入金	0	0	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金預金、② 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 支払手形・工事未払金等、⑤ 短期借入金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,516百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、③投資有価証券には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、熊本市その他の地域において、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
737	△91	645	833

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減損損失の計上(11百万円)及び不動産売却(70百万円)によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	793円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円26銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末81千株、期中平均株式数168千株)を控除して算定しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,117	流動負債	7,241
現金預金	1,822	支払手形	58
受取手形	56	工事未払金	2,969
完成工事未収入金	4,691	短期借入金	3,100
未成工事支出金	871	1年内返済予定の長期借入金	4
材料貯蔵品	381	未払金	219
前払費用	30	未払費用	99
繰延税金資産	117	未払法人税等	48
未収入金	127	未払消費税等	212
その他	25	未成工事受入金	103
貸倒引当金	△8	預り金	136
固定資産	8,510	賞与引当金	220
有形固定資産	5,505	役員賞与引当金	25
建物	1,388	完成工事補償引当金	9
構築物	101	工事損失引当金	21
土地	3,011	その他	13
その他	1,003	固定負債	1,127
無形固定資産	243	長期未払金	76
ソフトウェア	192	退職給付引当金	869
その他	51	繰延税金負債	48
投資その他の資産	2,761	その他	133
投資有価証券	2,332	負債合計	8,369
関係会社株式	320	(純資産の部)	
従業員に対する長期貸付金	1	株主資本	7,655
関係会社長期貸付金	28	資本金	801
その他	78	資本剰余金	562
資産合計	16,627	資本準備金	560
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	6,340
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	6,139
		固定資産圧縮積立金	188
		別途積立金	5,400
		繰越利益剰余金	551
		自己株式	△47
		評価・換算差額等	601
		その他有価証券評価差額金	601
		純資産合計	8,257
		負債純資産合計	16,627

損 益 計 算 書

（自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		23,455
完 成 工 事 原 価		21,074
完 成 工 事 総 利 益		2,380
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,809
営 業 利 益		570
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	82	
受 取 賃 貸 料	80	
そ の 他	60	224
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他	21	35
経 常 利 益		759
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
環 境 対 策 費	17	
減 損 損 失	28	45
税 引 前 当 期 純 利 益		736
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	165	
法 人 税 等 調 整 額	113	278
当 期 純 利 益		457

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	801	560	2	562	200	189	5,000	742	6,132	△94	7,401
会計方針の変更による累積的影響額								△120	△120		△120
会計方針の変更を反映した当期首残高	801	560	2	562	200	189	5,000	622	6,012	△94	7,281
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の積立						8		△8	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△9		9	—		—
別途積立金の積立							400	△400	—		—
剰余金の配当								△129	△129		△129
当期純利益								457	457		457
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分										46	46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1	400	△70	327	46	374
当 期 末 残 高	801	560	2	562	200	188	5,400	551	6,340	△47	7,655

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	258	258	7,660
会計方針の変更による累積的影響額			△120
会計方針の変更を反映した当期首残高	258	258	7,540
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△129
当期純利益			457
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	342	342	342
当期変動額合計	342	342	716
当 期 末 残 高	601	601	8,257

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 建物（建物附属設備を除く） 定額法

ロ. その他 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑥ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。なお、退職給付見込額の期間帰属方法は、従来どおり期間定額基準を採用しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が186百万円増加し、繰越利益剰余金が120百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告適用による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	109百万円
土地	97百万円
投資有価証券	70百万円
計	277百万円

② 担保に係る債務

工事未払金	5百万円
短期借入金	365百万円
計	370百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,645百万円

(3) 保証債務

① 借入保証

西日本電材(株)	110百万円
西部通信工業(株)	120百万円
計	230百万円

② 仕入保証

西部通信工業(株)	18百万円
-----------	-------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 35百万円

② 短期金銭債務 729百万円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

金銭債務 33百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

完成工事高	55百万円
仕入高	1,825百万円
外注費	1,676百万円

② 営業取引以外の取引高 52百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	368千株	1千株	187千株	183千株
当社が保有する自己株式	100千株	1千株	一千株	102千株
信託口が保有する自己株式	268千株	一千株	187千株	81千株

(注1) 当社保有の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 信託口保有の自己株式の減少187千株は、「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)」からSYSKEN従業員持株会への譲渡によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金(72百万円)、退職給付引当金(280百万円)の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金(283百万円)であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)は、78百万円であります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円減少し、法人税等調整額が31百万円、その他有価証券評価差額金が29百万円、それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、高所作業車等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	明正電設(株)	25	電気通信工事の 施	直接所有 100.0	兼任2名	当社から 発注した 工事の施工	工事の発注	1,313	工事未払金	171
関連会社	九州通信産業(株)	45	電気通信用資材、 機器工具等の販売	直接所有 48.1	兼任1名	当社の工事 材料仕入先	材料の購入	1,136	工事未払金	320

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 明正電設(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注2) 九州通信産業(株)からの材料購入価格は、主に規格材料のため毎期価格交渉のうえ決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 639円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 35円69銭
- (注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、信託口が保有する当社株式(当事業年度末81千株、期中平均株式数168千株)を控除して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 SYSKEN

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増 村 正 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SYSKEN（旧会社名 西日本システム建設株式会社）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SYSKEN（旧会社名 西日本システム建設株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 SYSKEN

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増 村 正 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SYSKEN（旧会社名 西日本システム建設株式会社）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社 S Y S K E N 監査役会

常勤監査役 西 亮 至 ㊟

常勤監査役 片 潤 康 文 ㊟

監査役 福 田 稠 ㊟

(注) 常勤監査役 西 亮至、監査役 福田 稠は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第62期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案するとともに、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当6円、特別配当4円に記念配当2円を加えた合計12円の配当とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は155,973,144円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその総額

繰越利益剰余金 200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその総額

別途積立金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実を図るため、定款第18条（員数）の取締役の員数を12名以内から14名以内に変更するものであります。

(2) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）及び定款第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。

なお、第28条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線がついた部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条（条文省略）	第1条～第17条（現行どおり）
（員 数）	（員 数）
第18条 当会社の取締役は12名以内とする。	第18条 当会社の取締役は14名以内とする。
第19条～第27条（条文省略）	第19条～第27条（現行どおり）
（社外取締役の責任限定契約）	（取締役の責任限定契約）
第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。	第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。
第29条～第38条（条文省略）	第29条～第38条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第42条（条文省略）</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって辞任されます緒方博氏の補欠として1名を、また経営体制の強化を図るため2名を増員し、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
1	寺 守 浩 一 (昭和30年5月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成8年12月 同 北九州支店飯塚営業所長 平成12年7月 同 福岡支店エンジニアリング部工事長 平成13年3月 同 営業本部担当部長 平成15年3月 同 営業本部ビジネス営業部担当部長(兼) 広島営業所長 平成17年3月 同 営業本部福岡ソリューション営業本部営業開発部長 平成26年7月 同 営業本部ビジネスソリューション事業部長(兼) ビジネスソリューション事業部第1営業部長 現在に至る	普通株式 6,000株
2	吉 田 順 一 (昭和33年11月26日生)	平成7年10月 日本電信電話株式会社 福岡支店総務部総務課長 平成10年3月 同 大分支店総務部人事課長 平成17年4月 西日本電信電話株式会社 福岡支店総務部長 平成20年7月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 総務人事部人事企画部門長 平成23年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト 取締役経営企画部長 平成25年7月 当社入社 営業本部副本部長 現在に至る	普通株式 2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式所有数
3	ごとう くみこ 後藤 久美子 (昭和43年9月27日生)	平成3年3月 熊本大学法学部卒業 平成3年4月 富士ゼロックス株式会社入社 法務部勤務 平成14年3月 同社退社 平成16年11月 司法書士試験合格 平成17年3月 司法書士登録(熊本県司法書士会) 平成25年2月 司法書士法人アシスト 代表社員 現在に至る	普通株式 0株

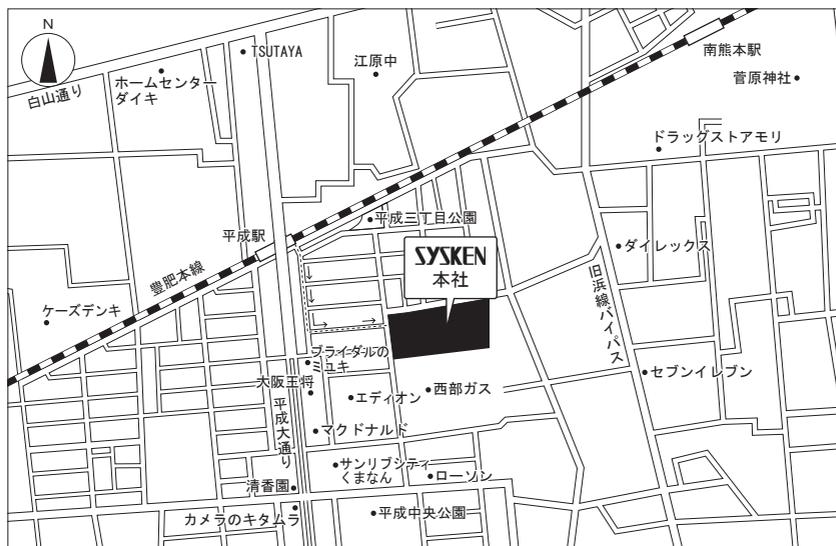
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤久美子氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は後藤久美子氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
3. 後藤久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士としての高度な専門知識に基づき、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 社外取締役候補者である後藤久美子氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場が昨年と異なっておりますので、下記の案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

1. 会場：株式会社SYSKEN 1階大会議室
2. 所在地：熊本市中央区萩原町14番45号
3. 電話：(096) 285-1111



- JR ————— 平成一丁目公園下車徒歩約10分
- タクシー ————— 熊本駅から約10分
- 車 ————— 当社駐車場をご利用下さい。